

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬等をいう。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人尽誠会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 費用とは、職務遂行に当たって費用を要する場合は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月9日から施行する。